

石川県公報

平成 23 年 9 月 27 日

第 1 2 4 2 8 号 (火曜日)

毎 週 2 回 火 曜 金 曜 発 行

目 次

告 示			
医療扶助のための医療を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指 定 (同)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の診療所の廃止の届 出 (同)	1	介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機 関の指定 (同)	3
介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当 させる機関の指定 (同)	4
介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関の 指定 (同)	2	保安林の指定施業要件の変更 (森林管理課)	4
介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させ る機関の指定 (同)	2	漁業災害補償法第108条第 2 項の規定による同意の認 定 (水産課)	7
医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定 (同)	2	県道の区域の変更 (道路整備課)	7
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の 自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の診療 所の廃止の届出 (同)	3	県道の供用の開始 (同)	8

告 示

石川県告示第404号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
吉 竹 ら い ぶ 薬 局	小松市吉竹町4丁目221番地	平成23年8月1日
和 倉 歯 科 ク リ ニ ッ ク	七尾市石崎町夕部11番地3	"
ク ス リ の ア オ キ 相 木 薬 局	白山市相木町44街区6	平成23年8月8日

石川県告示第405号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
和 倉 歯 科 ク リ ニ ッ ク	七尾市石崎町夕部2番地1	平成23年7月31日

石川県告示第406号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機

関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 アイテム	金沢市東力4丁目43番地	アイテム 小松	小松市日の出町3丁目302番地	平成23年 6月1日
株式会社 やまひで	金沢市弥生1丁目14番14号	こはる	加賀市別所町2丁目82番地	平成23年 6月20日
株式会社 やまむら	〃	ひより	〃	〃
有限会社 来夢	金沢市塚崎町ホ23番地	デイサービス 来夢	河北郡津幡町北中条5丁目82番地	平成23年 7月1日
田中 文夫	七尾市藤橋町戌15番1	田中内科クリニック	七尾市藤橋町戌15番1	〃
特定非営利活動法人 老人介護マトリックスとまり木	能美市福島町ツ34番地1	グループホームとまり木	能美市福島町ツ34番地1	平成23年 8月3日
株式会社 南山堂	東京都港区高輪3丁目24番18号 高輪エンプァイアビル6F	箔山堂作見薬局	加賀市作見町へ1番地1	平成23年 8月22日

石川県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 アイテム	金沢市東力4丁目43番地	アイテム 小松	小松市日の出町3丁目302番地	平成23年 6月1日

石川県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 アイテム	金沢市東力4丁目43番地	アイテム 小松	小松市日の出町3丁目302番地	平成23年 6月1日

石川県告示第409号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4

項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	指定年月日
吉 竹 ら い ふ 薬 局	小松市吉竹町4丁目221番地	平成23年8月1日
和 倉 歯 科 ク リ ニ ッ ク	七尾市石崎町夕部11番地3	"
クスリのアオキ相木薬局	白山市相木町44街区6	平成23年8月8日

石川県告示第410号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から、次のとおり診療所を廃止した旨の届出があった。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

名 称	所 在 地	廃止年月日
和 倉 歯 科 ク リ ニ ッ ク	七尾市石崎町夕部2番地1	平成23年7月31日

石川県告示第411号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 アイテム	金沢市東力4丁目43番地	アイテム 小松	小松市日の出町3丁目302番地	平成23年6月1日
株式会社 やまひで	金沢市弥生1丁目14番14号	こはる	加賀市別所町2丁目82番地	平成23年6月20日
株式会社 やまむら	"	ひより	"	"
有限会社 来夢	金沢市塚崎町ホ23番地	サービス 来夢	河北郡津幡町北中条5丁目82番地	平成23年7月1日
田中 文夫	七尾市藤橋町戌15番1	田中内科クリニック	七尾市藤橋町戌15番1	"
特定非営利活動法人 老人介護マトリックスとまり木	能美市福島町ツ34番地1	グループホームとまり木	能美市福島町ツ34番地1	平成23年8月3日
株式会社 南山堂	東京都港区高輪3丁目24番18号 高輪エンプァイアビル6F	箔山堂作見薬局	加賀市作見町へ1番地1	平成23年8月22日

石川県告示第412号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4

項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

特定福祉用具販売事業者		特定福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 アイテム	金沢市東力4丁目43番地	アイテム 小松	小松市日の出町3丁目302番地	平成23年 6月1日

石川県告示第413号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

特定介護予防福祉用具販売事業者		特定介護予防福祉用具販売事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
株式会社 アイテム	金沢市東力4丁目43番地	アイテム 小松	小松市日の出町3丁目302番地	平成23年 6月1日

石川県告示第414号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市熊淵町向山1から6まで、26、51、52の乙、53から55まで、61の1から61の3まで、62、63の2、菅沢町堀切28の2、28の9、ヤドミケ平27の13

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市山崎町吉見ヶ上21、23の1、24から26まで、29の2、29の3、31、33の1の1

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市山崎町栗谷43の1

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市東浜町角地畑37

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市山崎町吉見ヶ上23の1、24から26まで、29の2、29の3、31

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市佐々波町浜ノ角57の1、57の4、六万坊92

- 2 保安林として指定された目的
魚つき

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市花園町甲19から23まで、27、34、36、45、115、116の1、116の2、117、118、119の1、119の2、山崎町岩ノ上40の2、41、42の1、57、58の1、58の2、59、60の1、61の2、61の3の1、62から64まで、吉見ヶ上1の1、1の2、2、3、5から7まで、8の1、8の2、10、11、12の1、12の2、13、15の甲、15の乙、16、17、21、23の1、25、26、27の1から27の3まで、29の1から29の3まで、30、31、33の1の1

- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市古府町竹町古屋敷町入会笠取36の甲12から36の甲14まで、36の甲24、36の甲27、笠取甲37、38、38の乙5、38の乙6、三谷甲31、中山甲23の1、24の11、白岩32の3、32の6、33、34の甲3、34の甲6、34の甲7、34の甲11、34の甲12、御屋敷19の5、22の甲2、舟久保18の6から18の8まで、矢田町壺壺号前ヶ平1の1、1の2

- 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

七尾市古府町竹町古屋敷町入会御屋敷19の5、22の甲2、舟久保18の7、18の8

- 2 保安林として指定された目的

公衆の保健

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和59年8月31日石川県告示第526号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を石川県農林水産部森林管理課及び七尾市役所に備え置いて縦覧に供する。)

石川県告示第415号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第108条第2項の規定による同意があったものと認める。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

佐々波加入区

- (1) 発起人の住所及び氏名
七尾市佐々波町ソ部13番地 株式会社 佐々波鱈網
七尾市佐々波町二部97番地 土井 義彦
- (2) 区域
石川県漁業協同組合の地区のうち旧佐々波漁業協同組合の地区
- (3) 区分
大型定置漁業及び小型定置漁業
- (4) 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同令第46条第1項の規定による通知年月日
平成23年9月1日

石川県告示第416号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。

なお、その関係図面は、平成23年9月27日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域				関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m)	延長(m)	
大町穴水停車場線	鳳珠郡穴水町字大町二78番2地先から	旧	5.68～6.33	125.1	奥能登土木総合事務所維持管理課
	鳳珠郡穴水町字大町子14番3地先まで	新	7.15～12.44	258.3	
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字大町二78番2地先から	旧	4.55～8.26	282.3	"
	鳳珠郡穴水町字大町子68番5地先まで	新	7.15～12.44	407.4	

七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島力34番3地先から	旧	8.60 ~ 8.70	251.0	"
	鳳珠郡穴水町字川島コ18番1地先まで	新	8.30 ~ 26.20	410.2	
与呂見 藤波線	下記区間を道路区域に編入する。				
	鳳珠郡能登町字鶴町ホ字12番2地先から 鳳珠郡能登町字鶴町二字11番2地先まで		14.55 ~ 48.37	801.0	"
鈴ヶ嶺 矢波線	鳳珠郡能登町字藤ノ瀬ヨ字19番1地先から	旧	7.00 ~ 29.20	402.7	"
	鳳珠郡能登町字鶴町27番地先まで	新	11.86 ~ 37.40	402.7	

石川県告示第417号

次のとおり県道の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
 なお、その関係図面は、平成23年9月27日から同年10月12日まで縦覧に供する。

平成23年9月27日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
穴水劔地線	鳳珠郡穴水町字大町は15番地先から 鳳珠郡穴水町字大町チ68番5地先まで	平成 23 年 9 月 27 日	奥能登土木 総合事務所 維持管理課
七尾輪島線	鳳珠郡穴水町字川島力34番3地先から 鳳珠郡穴水町字川島コ18番1地先まで	"	"
与呂見 藤波線	鳳珠郡能登町字鶴町長字29番1地先から 鳳珠郡能登町字鶴町二字11番2地先まで	"	"
鈴ヶ嶺 矢波線	鳳珠郡能登町字藤ノ瀬ヨ字19番1地先から 鳳珠郡能登町字鶴町27番地先まで	"	"